一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会
個人情報取扱規程

第1条（目的）
本規程は、一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会（以下「本協会」という。）のプライバシーポリシーとともに、個人情報・個人データの保護のために、本協会における個人情報の適正な取扱いを定めることを目的とする。

第2条（定義）
本規程における用語の意義は、以下に従う他、特に断らない限り、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（以下「法」という。）の定義による。

第3条（適用対象）
本規程は、本協会で個人情報を取り扱うすべての役員、委員会委員、事務局員及びスタッフ（コーチを含む。）（以下総称して「取扱者」という。）に適用される。

第4条（個人情報の取扱い）
本協会は、法その他の法令及び個人情報保護委員会のガイドラインその他のガイドラインを遵守して、個人情報・個人データを適正に取り扱う。

第5条（利用目的の特定）
1. 本協会は、利用目的を特定し、当該利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報を取り扱う。
2. 前項の利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。但し、法で許容される場合及び以下の場合を除く。
   （1）. 法令に基づく場合
   （2）. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
   （3）. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
   （4）. 本協会が国の機関又は地方公共団体から委託を受け、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第6条（個人情報の取得）
個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行う。

第7条（要配慮個人情報の取得）

1. 要配慮個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。但し、法で許容される場合及び以下の場合を除く。
   （1）.法令に基づく場合
   （2）.人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき当該取引により当該対象者が不当に利益を得ているとはいえないこと
   （3）.公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
   （4）.公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
   （5）.当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
   （6）.その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合
2. 前項にかかわらず、本人が本協会に要配慮個人情報を任意に提出した場合には、前項の同意をしたものとみなす。

第8条（利用目的の通知等）

1. 個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を、本人に通知し、又は公表する。
2. 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。但し、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
3. 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表する。
4. 本条の規定は、以下の場合には適用しない。
   （1）.利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産 その他の権利利益を害するおそれがある場合
   （2）.利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は 正当な利益を害するおそれがある場合
   （3）.本協会が国の機関又は地方公共団体から委託を受け、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
   （4）.取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第9条（取扱いの原則）
本協会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努 める。

第10条（安全管理措置）
本協会は、取扱者が取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために、下記各号を含む必要かつ適切な安全管理措置を講じる。
（1）. 本協会は、個人データの安全管理のための責任者（以下「管理責任者」という。）を選任する。
（2）.個人データは、施錠の可能な場所に保管し、鍵は管理責任者又は当該個人データの利用を許された者が保管する。
（3）.個人データの保存されている端末には、ID及びパスワード等適切なアクセス制限を施す。
（4）.個人データの保存されている情報システムへのアクセス記録は、合理的な期間これを保存する。
（5）.管理責任者は、個人データの取扱いに関し、取扱者に対する必要かつ適切な監督を行う。

第11条（第三者委託）
本協会が、個人データの取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、その取扱いにおいて個人データの安全管理が図られるよう、適切な委託先を選定の上、当該委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。

第12条（第三者提供）
個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。但し、法で許容される場合及び以下の場合を除く。
（1）. 法令に基づく場合
（2）.人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
（3）.公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
（4）.本協会が国の機関若しくは地方公共団体から委託を受け、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
（5）.当該第三者が学術研究機関等であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき

第13条（共同利用）
本協会が第三者と個人データを共同利用する場合は、その旨及び共同利用される個人データの項目、共同利用する者の範囲、共同利用の目的及び当該個人データの管理責任者の名称、住所及びその代表者の氏名について、あらかじめ本人が容易に知りうる状態に置くものとする。

第14条（外国にある第三者への提供）
1. 本協会が、国際連盟、他国の中央競技団体その他の外国にある第三者に個人データを提供する場合には、法令に定めがある場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
2. 本人が、国際連盟又は他国の中央競技団体等が主催する国際大会又は合宿その他のプログラムに参加するにあたり本協会に個人情報を提供した場合には、当該個人情報に基づく個人データをこれらの者に提供することにつき同意したものとみなす。

第15条（保存期間）
本協会は、利用目的に必要な範囲で個人データの保存期間を定める。但し、法令その他により保存を義務付けられる場合には、当該保存期間に従う。

第16条（権利行使への対応）
本人が、当該本人が識別される保有個人データに関して、開示、内容の訂正、追加もしくは 削除、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止を求めてきたときは、本協会は、適切に対応する。

第17条（報告）
取扱者が、個人情報や個人データの取扱いにおいて本規程に違反する事実又は違反が疑われる事実を発見した場合には、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

第18条（事故対応）
取扱者が、個人データ（個人情報）の漏えい、滅失又は毀損、個人データに対する不正アクセス等の事故又は、事故の疑いを発見した場合には、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

第19条（苦情及び相談）
管理責任者は、個人情報保護に関する本人からの苦情、意見、問合せ、相談を受け付ける相談窓口を設置する。

附則

本規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。